

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…一
- 公共測量の終了(十二件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…三
- 鳥獣捕獲等事業の認定…(環境局自然環境部計画課)…三
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(同)…四
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指
定……………
- ………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…四
- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認
定講習会の指定……………
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…六
- 農用地利用配分計画の縦覧……………
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)…六
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)…七
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…(同)…七
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の

- 届出……………(同)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二
件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)…九
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- ………(東京都収用委員会)…九

告示

●東京都告示第七百二十五号
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年
東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青
少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定
する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行者	指定理由
四二四一	雑誌	体当たり♥真剣交際 五四七七一七八 株式会社リブレ	著しく性的感 情を刺激し、 青少年の健全 な成長を阻害 するおそれ ある。
四二四二	書籍	BAMBOO COM ICS TAKESH OBO 発情ムスメのおねだり 新生活 五七六四〇一三 株式会社竹書房	同右

●東京都告示第七百二十六号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都
第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨
通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区西瑞江二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十九年
三月三日まで

●東京都告示第七百二十七号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都
西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知
があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準
点測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡奥多摩町日原地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月二十六日から平成二十
九年一月二十七日まで

●東京都告示第七百二十八号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区常盤台四丁目、中台一丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、西台一丁目、西台四丁目、徳丸一丁目、蓮根一丁目及び相生町各地内

四 測量の期間 平成二十八年八月五日から平成二十八年十二月十六日まで

●東京都告示第七百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。
平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第七百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 小金井市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 小金井市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 八王子市

二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)

三 測量の区域 八王子市東浅川町地内

四 測量の期間 平成二十八年九月三十日から同年十一月二十日まで

●東京都告示第七百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第七百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(一級水準測量)

三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各地内

四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十九年三月三十日まで

●東京都告示第七百三十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日 平成二十九年三月三十日

二 免許を取り消した者 氏名

菊池 裕一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二九五九九号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第七百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 一般社団法人日本森林技術協会

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所 東京都千代田区六番町七

三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 理事長 福田 隆政

●東京都告示第七百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、同法第十八条の七第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社地域環境計画
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
東京都世田谷区桜新町二丁目二十二番三号NDSビル
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 高塚 敏

●東京都告示第七百四十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターであるもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人のゆり会	のぞみ学園かめあり	葛飾区亀有2-22-11	平成28年10月1日

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社BeeGo	おれんじキッズ・アニメイトぶんぶん	中野区中央3-27-5 富田ビル1階	平成28年9月1日
社会福祉法人正夢の会	中野区療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2	同日
株式会社キャン・プランナー	からふるKids綾瀬	足立区綾瀬2-46-6 河合ビル1階	同日
株式会社デイサービス	こぼんはすすくら 本木教室	足立区本木百町1-20 宮内サンハイツ1階	同日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク中野センター	中野区弥生町4-25-1	平成28年10月1日
有限会社和建商事	キッズランド	江戸川区鹿骨5-29-1 山田貸事務所1階	同日
株式会社アイケア	アイ・らんど忠生	町田市山崎町2055-2 C-113	同日
株式会社Kaizen	TEENS三鷹	三鷹市下連雀3-42-10 イニシア三鷹下連雀2階	同日
一般社団法人Calin昭島	キッズサポートてんとむし	昭島市上川原町3-8-22	同日
株式会社緑グループ	緑ジュエルキッズ	葛飾区堀切5-50-9 青田ビル1階	平成28年11月1日
特定非営利活動法人空の翼	ウイングむさしの	武蔵野市境南町2-13-5 グレーハイツ泉妻	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社発達支援ラボ	ダンデ・ライオン。三ノ輪	台東区竜泉3-40-6 ハイブ・エスポワール	平成28年9月1日
特定非営利活動法人夢の地図	みんなの家 ゆめっこ	品川区中延6-3-16	同日
株式会社ピースフル	ハッピーテラス駒沢公園教室	世田谷区上馬4-41-1 米勢ビル1階	同日
社会福祉法人正夢の会	中野区療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2	同日
株式会社CRL	space Kid's大塚	豊島区南大塚1-50-12 糸原ビル2階	同日
NPO法人にじいろ	児童デイサービス にじいろ東和	足立区東和4-4-20	同日

株式会社キャン・プランナー	からふるKids後援	足立区綾瀬2-46-6 河合ビル1階	同日
株式会社デイサービス	こぼんはうすくら 本木教室	足立区本木西町1-20 宮内サンハイツ1階	同日
NPO法人にじいろ	児童デイサービス にじいろ立石	葛飾区立石8-53-4	同日
NPO法人にじいろ	児童デイサービス にじいろ高砂	葛飾区高砂3-2-20	同日
株式会社ウェルクス	STEP保谷	西東京市東町3-5-5	同日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク中野センター	中野区弥生町4-25-1	平成28年10月1日
株式会社ワイズ	わいわいプラス足立教室	足立区関原3-2-18	同日
社会福祉法人のゆり会	のぞみ学園かめあり	葛飾区亀有2-22-11	同日
有限会社和建商事	キッズランド	江戸川区鹿骨5-29-1 山田貸事務所 1階	同日
株式会社Earth	Peace	八王子市東浅川町336-11	同日
NPO法人さがみこども福祉会	放課後等デイサービス ハートマーク	八王子市北野町555-16 北野田ロハイツ1階	同日
株式会社アイケア	アイランド忠生	町田市山崎町2055-2 C-113	同日
ムック株式会社	わいわいプラス町田教室	町田市本町田1297-1 ラ・ベルデュ町田1-3号室	同日
特定非営利活動法人東京自立支援センター	スマイルともいー	国立市泉5-20-4	同日
株式会社Kaizen	TEENS三鷹	三鷹市下連雀3-42-10 イニシア三鷹下連雀2階	同日
一般社団法人Calin昭島	キッズサポートてんとうむし	昭島市上川原町3-8-22	同日
特定非営利活動法人肢体不自由児・者友の会	ととろキッズ	西東京市芝久保町2-22-32-102	同日
株式会社キッズコーポレーション	放課後等デイサービス くれぱす田無	西東京市向台町1-16-20 ふじマンション2階B号	同日
NPO法人ソーシャルデベロップメントジャパン	療育まっぼさ	足立区扇1-44-15	平成28年11月1日
一般社団法人ソーシャルパートナーいっぴいっぼ	まつぼっくりツリー	足立区足立3-10-6 ヴァロービル2階	同日
株式会社緑グループ	緑カレッジ	足立区鹿浜4-26-4 トーポビル1号室	同日
株式会社緑グループ	緑ジェルクッズ	葛飾区堀切5-50-9 吉田ビル1階	同日
知創株式会社	オルオルネクスとかべ	青梅市河辺町5-23-7	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイングむさしの	武蔵野市境南町2-13-5 グレーハイツ泉妻	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
--------	--------	---------	-------

町田市	町田市すみれ教室	町田市中町2-13-14	平成28年9月1日
社会福祉法人のゆり会	のぞみ学園かめあり	葛飾区亀有2-22-11	平成28年10月1日

●東京都告示第七百四十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一條の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二條の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 第三回

平成二十九年八月二十一日、同月二十八日及び同月二十九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第四回

平成二十九年八月二十八日、同月三十日及び九月四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 第五回

平成二十九年九月二十五日から同月二十七日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 第三回

平成二十九年八月二十一日、同月二十八日及び同月二十九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第四回

平成二十九年八月二十八日、同月三十日及び九月四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 第五回

平成二十九年九月五日、同月十一日及び同月十二日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

エ 第六回

平成二十九年九月二十五日から同月二十七日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 受講料

一万八千円

●東京都告示第七百四十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、

同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住 所	所在 地	面積（平方メートル）
	酒井 周	東京都大島町波浮港十七番地	東京都大島町差木地字ヤケヤマ千七十八番六	一、三二〇
	岩満 武志	東京都三宅島三宅村伊豆四百六十六地	東京都三宅島三宅村伊豆千四百八十六番地	三、〇〇〇

二 申請年月日

平成二十九年三月二十八日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての
同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第
五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会

二 代表者の氏名

多田 千尋

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷四丁目二十番一号

四 認証年月日

平成二十九年三月二十二日

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に

二 代表者の氏名

木全 ミツ

三 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中目黒三丁目十二番五号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行
条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十
三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本を美しくする会

二 代表者の氏名

利 哲雄

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区池尻二丁目三十七番十二一七〇一号

一 名称

特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議

二 代表者の氏名

青柳 正規

三 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号 四階

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同法第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年四月十四日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）に到着するよう提出してください。
平成二十九年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

クアリゾート平和島

二 店舗所在地

大田区平和島一丁目一番一号

三 設置者名

京急開発株式会社

四 設置者住所

大田区平和島一丁目一番一号

変更前の設置者の 齋藤 行正
代表者名
変更後の設置者の 小山 勝男
代表者名
変更前の小売業者 株式会社ドン・キホーテほか一名
の氏名又は名称

<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテほか一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号 (株式会社ドン・キホーテ)</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号 (株式会社ドン・キホーテ)</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 安田 隆夫(株式会社ドン・キホーテ)</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 大原 孝治(株式会社ドン・キホーテ)</p> <p>十四 変更日 平成二十七年九月十五日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十九年三月十日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 三枝 富博</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博</p> <p>十 変更日 平成二十九年三月一日</p> <p>十一 届出日 平成二十九年三月二十一日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 戸越ビル</p> <p>二 店舗所在地 品川区戸越六丁目八番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>四 設置者住所 千代田区二番町八番地八</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 戸井 和久</p>
<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年四月十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>三越日本橋本店 本館・新館 中央区日本橋室町一丁目四番一号 株式会社三越伊勢丹 新宿区新宿三丁目十四番一号</p> <p>十二か所 隔地ほか</p> <p>十一か所 隔地ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>	<p>一 店舗名 クアリゾート平和島</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

二	店舗所在地	大田区平和島二丁目一番一号
三	設置者名	京急開発株式会社
四	設置者住所	大田区平和島二丁目一番一号
五	変更前の駐輪場の位置及び収容台数	店舗南側ほか 千八百五十台
六	変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗南側ほか 千二百二台
七	変更前の開店時刻及び閉店時刻	二十四時間営業ほか
八	変更後の開店時刻及び閉店時刻	二十四時間営業ほか
九	変更日	平成二十九年四月二十八日ほか
十	届出日	平成二十九年三月十日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二	縦覧期間	平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づき廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月十四日

一	店舗名	東京都知事 小池 百合子 戸越ビル
二	店舗所在地	品川区戸越六丁目八番二号
三	設置者名	株式会社イトヨーカ堂
四	店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日	平成二十八年八月二十一日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45條の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年4月14日

東京都収用委員会
会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 西東京都市計画道路事業3・2・6号調布保谷線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成29年3月31日

別記のとおり

別記

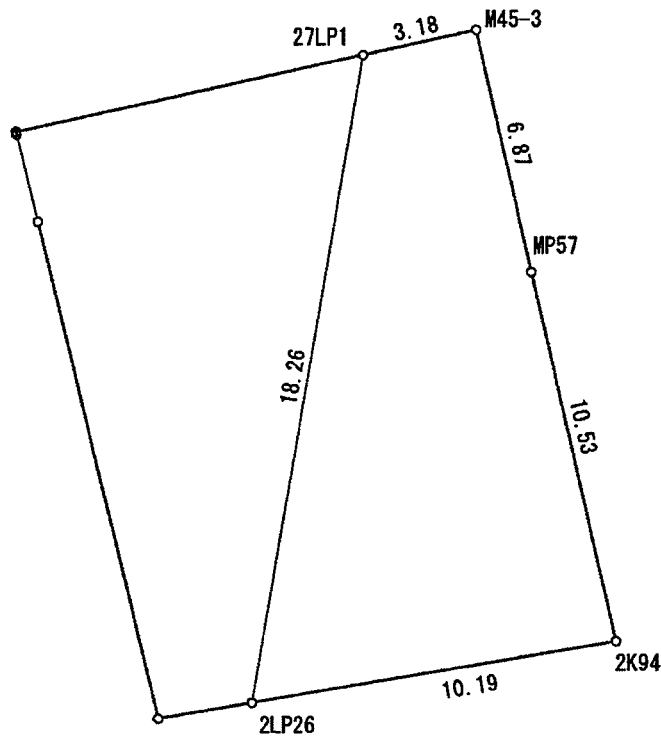
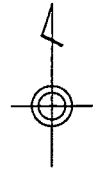
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
東京都西東京市下保谷二丁目	1141番18	宅地	m ² 220.49	m ² 220.50	m ² 115.55	本橋 長	東京都西東京市下保谷五丁目3番1号	中迎 博人	東京都西東京市下保谷二丁目5番3号	借地権	別 岡 の と お り

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都西東京市下保谷二丁目1141番18のうち

115.55平方メートル



単位：メートル

測点	境界標種別	X	Y	Yn+1-Yn-1	X (Yn+1-Yn-1)
2LP26	刻印	-27768.330	-24484.313	-6.984	193934.016720
27LP1	刻印	-27750.323	-24481.251	6.170	-171219.492910
M45-3	刻印	-27749.633	-24478.143	6.984	-193803.436872
2K94	金属標	-27766.615	-24474.267	-6.170	171320.014550
				倍面積	231.101488
				面積	115.5507440
				地積	115.55 m ²

※(MP57)はM45-3と2K94を結んだ直線上にあるため求積には使用していない。

発行所
 東京都西東京市下保谷二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一〇一〇一(代)
 郵便番号 163-8001

定価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001